

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年4月16日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和6年3月27日静岡県告示第640号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
安立正道	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
稲葉衛	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
高橋良臣	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
小川栄治	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
小川格由	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
小川盛正	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
小川千秋	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
杉山喜代作	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
杉山恭一	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
杉山澄代	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
高橋三郎	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
高橋信太郎	伊東市池字中背 777 の 2、字鷲尾 858 の 1（以上の 2 筆については一部保安林）	伊東市役所
安立直仁	伊東市池字大矢筈 808 の 2	伊東市役所
萩原宇之助	伊東市池字鷲尾 843 の 1（以上の 1 筆については一部保安林）	伊東市役所